三十三　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十四　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

三十五　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

三十六　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収育林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収造林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

2　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定・改訂に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業における広域化等の検討に要するものにあつては平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する地域IoT実装推進事業と連携して地方単独事業として実施する地域IoT実装推進事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

2　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業における広域化の検討に要するものにあつては平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する地域IoT実装推進事業と連携して地方単独事業として実施する地域IoT実装推進事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額